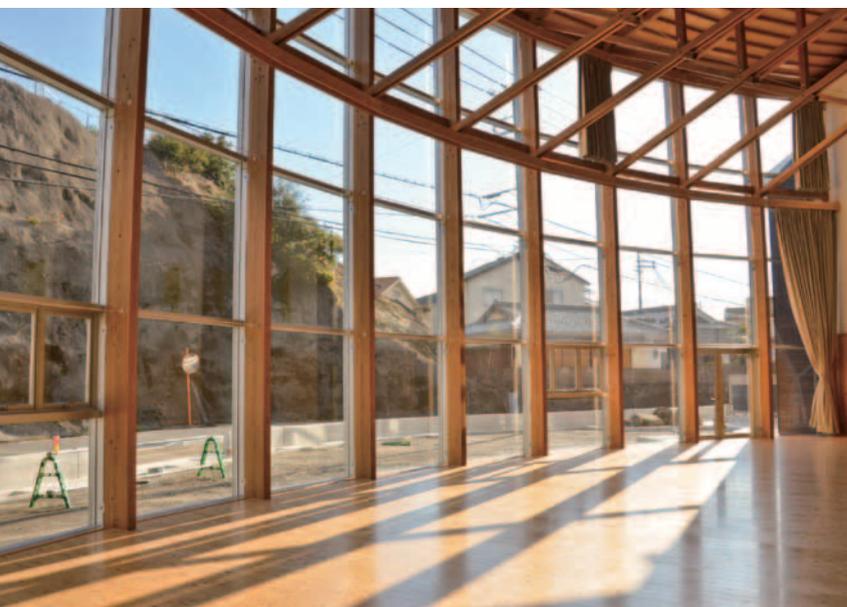




木のぬくもり溢れるやさしい校舎

田辺市立新庄小学校



セミナー開催のご案内 — 2-3
令和元年度 健診事業(人間ドック等)受診決定状況
ジェネリック医薬品で薬代が節約できます
標準報酬月額の設定・改定 — 4
「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」って何? — 5
被扶養者の資格確認調査を行います — 6-7
障害厚生(共済)年金についてご存知ですか? — 8
生活習慣改善に向け特定健康診査を受けましょう — 9
平成30年度 決算の概要 — 10
結婚が決まったらアバローム紀の国へ — 11
インフルエンザ予防接種補助のご案内
今年度も退職後の医療保険・年金について
個別相談会・説明会を開催!

各種セミナー
募集
[P2-3]

セミナー開催のご案内

介護講座・ライフプランセミナー

平成31年4月1日現在で40歳以上の組合員とその配偶者を対象に介護保険や介護方法など介護が必要となる前に知っておきたい事の正しい知識を学びます。

ライフプランセミナーでは、在職中から始める生涯生活設計のための取り組みについてわかりやすく講義します。

開催日	令和元年 7月26日 (金)	令和元年 8月8日 (木)
開催場所	和歌山会場：ホテルアバローム紀の国	田辺会場：紀南文化会館
内容	10:30～12:30 介護講座 ◆介護が必要となる前に知っておきたい事・介護保険制度・介護方法についての講演 13:45～16:15 ライフプランセミナー ◆ライフプランと資産管理についての講演	
申込方法	申込書にて応募	

メンタルヘルスセミナー&リラクゼーションヨガセミナー

メンタルヘルスセミナーでは、教職員の健康管理に当たる方や精神疾患により休職している教職員の同僚の方が、メンタルヘルスに正しい知識を持ち適切に対処するための実践力を身につけることを目的に、近畿中央病院の臨床心理士による講演を行います。

リラクゼーションヨガセミナーでは、リンパスティックを使用しリンパの流れをよくし、代謝が上がりむくみを取ります。身体の疲労が回復され心と身体をリフレッシュさせる運動を体験できます。

開催日	令和元年 8月6日 (火)	令和元年 8月7日 (水)
開催場所	田辺会場：紀南文化会館	和歌山会場：ホテルアバローム紀の国
内容	13:15～14:45 メンタルヘルスセミナー ◆教職員のメンタルヘルスについての講演 15:10～16:30 リラクゼーションヨガセミナー ◆リンパスティックを使ったヨガ体験	13:30～15:00 メンタルヘルスセミナー ◆教職員のメンタルヘルスについての講演 15:15～16:35 リラクゼーションヨガセミナー ◆リンパスティックを使ったヨガ体験
	※タオル、飲み物をご持参の上、運動のできる服装でご参加ください	
申込方法	申込書にて応募	

令和元年度 健診事業(人間ドック等)受診決定状況

本年度は、申込資格者全員が受診決定となりました。

決定された方は、医療機関へ早めの予約をし、受診期間内に受診してください。

健診種別	決定者数
3日コース	254
1日コース	1,914
若年ドック	350
脳ドック	341
乳がん検診	762
子宮がん検診	692
合計	4,313

健診種別	決定者数
セルフケア (1日)	26
セルフケア (若年)	0
セルフケア (脳)	0
合計	26

注意 キャンセルされる場合は、病院への連絡、及び、当支部へ「健診事業受診取消報告書」(様式第7号)の提出をお願いいたします。



毎年、参加者の方から「参加してよかった」という意見を多数いただいています
「夏のセミナー」を今年度も開催します。
今年度も充実した内容のセミナーを企画しましたので、是非ご参加ください。

生活習慣病対策健康セミナー

健康づくりを目的として、組合員とその被扶養者を対象に健康保持増進のため健康問題をテーマにした講演を行います。

昼食には、和歌山県立医科大学の有田幹雄名誉教授監修のもと、ホテルアバローム紀の国が開発した健康メニューをお召し上がりいただきます。

午後からは、軽い運動として上手な転び方の体験をしていただきます。



日本高血圧協会和歌山県支部長
和歌山県立医科大学名誉教授
角谷リハビリセンター病院院長

有田 幹雄氏



柔道学習塾「紀柔館」代表
「転び方健康教室」主宰

腹巻 宏一氏

開催日	令和元年 7月29日 (月)
開催場所	和歌山会場：ホテルアバローム紀の国
内容	10:30~12:15 講演1 ◆生活習慣病と健康づくりについての講演 12:15~13:40 昼食 ◆健康メニューのランチ 13:45~15:45 講演2 ◆「転ばぬ先の転び方」と題しまして、体の使い方と意識した運動の効果と上手な転び方の体験 ※タオル、飲み物をご持参の上、運動のできる服装でご参加ください
申込方法	申込書にて応募



▲減塩ランチ

実践型健康運動セミナー

健康づくりを目的として、組合員を対象に健康保持増進のため健康問題をテーマにした講演を行います。

開催日	令和元年8月2日 (金)	令和元年8月5日 (月)
開催場所	田辺会場：紀南文化会館	和歌山会場：ホテルアバローム紀の国
内容	13:30~15:30 食事指導と健康運動 ◆生活習慣の振り返り、心のメカニズム、RIZAPメソッドの秘密と題しまして、RIZAP株式会社専属トレーナーによる講演 ※タオル、飲み物をご持参の上、運動のできる服装でご参加ください	
申込方法	申込書にて応募	

ジェネリック医薬品で薬代が節約できます

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から承認された安価なお薬です。

病院で診療を受けた際に医師から処方される薬には、「先発医薬品（新薬）」と「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」があります。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に他の医薬品メーカーが同じ有効成分で新たに製造・販売するため、開発費用がかかっていない分、安い価格で提供されます。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

ジェネリック医薬品を希望する場合、病院や保険薬局で医師（薬剤師）にその旨をお伝えください。もしくは、「ジェネリック医薬品お願いカード」を組合員証や診察券、または処方箋と一緒に病院や薬局でご提示ください。

(公立学校共済組合本部のホームページ <https://www.kouritu.or.jp/kumiai/tanki/generic/index.html>)

●ジェネリック医薬品について詳しく知りたい方は、次のホームページをご覧ください。

「かんじゃさんの薬箱」日本ジェネリック医薬品学会 <http://www.generic.gr.jp/>

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

標準報酬月額決定・改定

①種類・時期等(給与実施機関が処理)

種類	対象者	算定基礎月	決定・改定期	備考
資格取得時決定	組合員の資格を取得した者	資格を取得した月	資格を取得した月に決定	月の初日に資格取得をしたならば受けるべき報酬を考慮し算出
定時決定	毎年7月1日時点で組合員である者	4月～6月	毎年9月に決定	6月資格取得者又は7月～9月に随時改定をした者は定時決定の対象外
随時改定	報酬に著しい変動があった者	固定給与が変動した月から3か月間	固定給与が変動した月の4か月目に改定	従前の標準報酬月額より2等級以上差がある場合のみ対象

※新規採用の場合でも、講師などで、既に公立学校共済組合の資格を取得している場合は、資格取得時決定は行いません。(組合員証番号変更者(和歌山県立高校から和歌山市立高校へ異動等)も資格取得時決定は行いません。)

②保険者算定

・定時決定の保険者算定

算定基礎月(4月～6月)が例年発生する繁忙期と重複し、超過勤務手当が加算したことにより、標準報酬月額が高く決定されてしまうことから、前年7月～当年6月までの給料等の平均で算出した標準報酬月額と比較し2等級以上差がある場合、保険者算定により低い方を選択できる制度です。

		例年															
		繁忙期															
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	...
給料等		28万	28万	28万	27万	27万	28万	29万	28万	30万	32万	31万	30万	30万	30万	30万	...
標準報酬月額		30万												?	...		
4～6月		平均31万円												→	32万		
年間平均		平均28.8万円												→	28万		

4～6月:19(20)等級 32万円 } 2等級以上差 → 選択
 年間平均:17(18)等級 28万円 }

・随時改定の保険者算定

定期昇給月(4月)以降3か月間が例年発生する繁忙期と重複し、超過勤務手当が加算したことにより、標準報酬月額が高く改定されてしまうことから、昇給月前9か月と昇給月以降3か月(前年7月～当年6月)の給料の平均で算出した標準報酬月額(年間平均額)と比較し2等級以上差がある場合、保険者算定により低い方を選択できる制度です。

なお、従前の標準報酬月額と年間平均額が同じ等級の場合、保険者算定により随時改定を行わないことができます。

		例年													
		繁忙期													
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	...
給料等		35万	35万	35万	35万	35万	35万	35万	35万	35万	36万	36万	36万	36万	...
超過勤務手当		1万			2万	2万	2万	3万	2万	1万	3万	7万	10万	...	
標準報酬月額		36万												?	...
4～6月		平均42.6万円												→	44万
年間平均		平均38.75万円(昇給月前9か月と昇給月以降3か月の非固定的給与の平均と昇給月以降3か月の固定的給与の平均の合算)												→	38万

4～6月:24(25)等級 44万円 } 2等級以上差 従前:21(22)等級 36万円 } 1等級以上差 → 選択
 年間平均:22(23)等級 38万円 } 年間平均:22(23)等級 38万円 }

③定時決定又は随時改定の保険者算定の申請

保険者算定を適用する場合は申請が必要になります。

保険者算定の標準報酬月額の等級要件を満たしている方については、毎年7月～8月頃に「年間平均による保険者算定に係る同意書」及び「年間平均による保険者算定に係る申立書」を所属所あて送付しますので、定時決定又は随時改定の対象期間が「例年発生する繁忙期」と重複している場合は書類を提出することができます。(通常の定時決定又は随時改定を行う場合は、書類の提出は不要です。)



「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」って何？

「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」とは、3歳未満の子^(注1)を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が下がったときに、将来受給する年金額^(注2)が下がらないようにする制度です。

なお、適用するには申請が必要となります。

対象期間 対象期間は、「養育を開始した日」の属する月から「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月までです。^(注3)

「養育を開始した日」は次のいずれかの日となります。

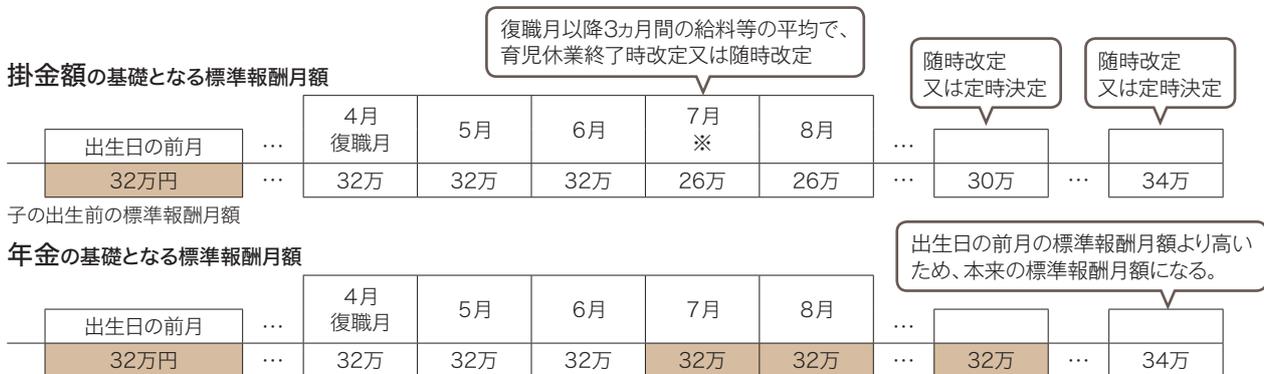
- 子が出生した日
- 別居していた子と同居することとなった日
- 子の出生後に新たに組合員資格を取得した日
- 育児休暇等(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日^(注4)
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日^(注5)
- 特例の対象となった子以外についての特例の対象期間の最後の月の翌日の初日

「養育を終了した日」は次のいずれかの日となります。

- 養育している子が3歳に到達した日
- 組合員が死亡した日または退職した日
- 養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した日
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した日

- 注1** 実子だけでなく、養子や特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も含まれます。
- 注2** 厚生年金と退職等年金給付が対象になります。これらの年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されます。
- 注3** 「養育を開始した日」が属する月より後に申し出た場合、申出日からさかのぼって2年以内の期間が対象期間となります。
- 注4** 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。
- 注5** 「育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

〈例：育児休業から復調した者が特例を適用した場合〉



※特例の適用月は復職した月ではなく、育児休業終了時改定または随時改定等で標準報酬月額が低下した月からになります。

チェックリスト

- 3歳未満の子を養育している
- 該当の子と同居している
- 対象期間が掛金免除期間ではない
- 標準報酬月額が「養育を開始した日」の前月の標準報酬月額より低下している

提出書類(上記チェックリストの全てに該当した場合はご提出ください)

- 3歳未満の子を養育する旨の申出書
- 戸籍謄(抄)本 … 組合員と対象の子の続柄を確認
- 住民票 …………… 組合員と対象の子が同居しているかを確認

特例の適用を受けた場合も、掛金は実際の標準報酬により算定され、追加の掛金等は発生しません。

なお、女性だけでなく、男性も請求できます。



被扶養者の資格確認調査を行います

令和元年8月頃、**特別認定されている被扶養者**を対象に行います。

詳細については、該当組合員の所属所長あてに通知します。

調査対象者

扶養手当を受けていないが、被扶養者として認定されている方が「対象者」です。
当共済組合から所属所長あてに「調査対象者一覧表」を送付します。

調査内容

被扶養者としての認定要件が満たされているかを確認します。

確認ポイント

- パート・アルバイト収入がある方**
収入が所得限度額(年額130万円又は月額108,334円)以上の収入がありませんか？
- 公的年金を受給している方**
年金額の改定、パート等で、所得限度額(年額180万円又は月額15万円)以上の収入がありませんか？
- 雇用保険、傷病手当金等給付金を受給している方**
日額3,612円以上の給付金を受給していませんか？
- 組合員と別居している方(子どもは除く)**
仕送り額が、別居している被扶養者(父母等)の全収入の3分の1を下回ってませんか？
- 夫婦共同扶養者の場合**
配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えていませんか？

事前に準備できる書類

パート・アルバイト収入がある方

「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」
(平成31年1月から令和元年12月まで記載)様式第2号
「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」(様式第2号)を提出できない場合は、給与明細書(写)を提出してください。

公的年金を受給している方

「年金改定通知書」(写)
令和元年6月に送付されているので保管してください。
複数の実施機関から受給している方は、すべての「通知書」の(写)をご準備ください。
(参考) 日本年金機構からの通知は、葉書で送付されます。
公立学校共済組合本部からの通知は、封書で送付されます。

事業等所得、農業所得、その他の所得がある方

平成30年分確定申告書及び収支内訳書(写)
* 税務署(税申告の場合は市町村)の受付印を押したもの(受付日が確認できる書類)

個人年金を受給している方

年金額、支払年月日の記載のある通知書(写)

資格確認後

要件に満たないとき

速やかに被扶養者取消の申請を行ってください。取消申請に基づいて、「資格喪失証明書」を送付しますので、国民健康保険等に加入してください。

注意

認定取消日後に当共済組合から給付された医療費等を返還していただくことになります。
被扶養者の収入を常に把握しておいてください。

Check!



このような場合、認定取消になります!!

被扶養者の資格審査では、毎年、被扶養者認定を遡及して取り消すケースが発生しています。

◆取消になった主な事例

事 例	取 消 日	注 意 事 項
就職により他の健康保険に加入していた	就職日 健康保険資格取得日	就職先の健康保険証(写)を添付してください
父母が新たに老齢基礎年金等を受給開始したことにより、年金額が増え収入額が年間180万円以上となった	年金証書、年金改定通知書等を受領した日	年金証書(写)、年金等の改定通知書(写) 遺族年金や障害年金は、所得証明書に記載されないため、受給の有無を必ず確認してください
配偶者等が、個人年金を受給するようになった	個人年金を受け取った日	公的年金では、ありませんので認定基準額は130万円未満です ※必要経費として控除する額はありません
アルバイト等の雇用契約書で130万円以上の収入額が見込まれるとわかった	雇用日	収入額には、交通費(通勤手当)も含まれます 離れて住んでいる場合も、常に収入の確認を行ってください
パート・アルバイト等の賃金等が、3か月連続して月額108,334円以上支給された	賃金等が翌月払い ……3か月目の支払日の翌日 賃金等が当月払い ……4か月目の1日	
雇用保険、傷病手当金等を日額3,612円以上支給された	支給開始日	日額と支給開始日を確認してください

就職等や収入超過により認定取消となるケースが多数見受けられました。

遡って認定取消になった場合…こんなことがおこりますよ

◆資格喪失後の受診による医療費の返還請求

被扶養者の認定取消を遡って行った場合、資格喪失日以降、被扶養者証の回収日(「被扶養者取消申告書」の所属所受付日)前の受診に係る医療費等については、組合員に返還していただくこととなりますので、ご注意願います。

受診状況(手術、入院、高額な薬剤を使用している場合等)によっては、高額な返還をしていただくようになります。

被扶養者の収入状況を常に確認し、被扶養者の要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者取消申告(被扶養者証の返納)を行ってください。



障害厚生(共済)年金 についてご存知ですか?

組合員が在職中の病気(精神疾患等を含む)やけがで、障害の状態になったときは、年齢に関係なく年金または障害手当金(一時金)が支給されます。

※在職中であっても支給されます。(一部支給停止)

—— 特例症例 ——

- 上肢・下肢を離断又は切断したもの
- 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの
- 脳血管疾患による機能障害
- 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したもの
- 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓
- CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)
- 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換
- 人工透析療法を施行したもの
- 人工肛門、又は尿路変更術を施したもの
- 新膀胱
- 喉頭全摘出手術を施したもの
- 在宅酸素療養を行っているもの
- 遷延性植物状態であるもの

特例症例に当てはまる方は、障害厚生(共済)年金に認定される可能性があります。

また、その他の疾病でも認められるケースがあります。

最近認定された病名には上記症例の他、双極性障害や脊髄損傷、両網膜色素変性症などがあります。

受給要件

1 初診日が組合員期間中であること

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがの診療で最初に医者にかかった日

2 初診日から、1年6ヶ月を経過した日(その間に症状が固定した場合は、固定した日)に、障害等級に該当する程度の障害であること

※障害等級の認定は市町村が発行する身体障害者手帳の等級と異なります。

※診断書をもとに本部の専門医によって等級が決定されます。

3 保険料納付要件を満たしていること

※初診日の属する月の前々月までの年金加入期間のうち、保険料納付済期間(免除期間含む)が2/3以上あること、または初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと

請求方法

障害認定日請求と事後重症請求(65歳に達する日の前日までに請求)の2つがあります。

まずは、初診日をご確認のうえ担当へご相談ください▶ 年金班 ☎073-441-3711

生活習慣改善に向け 特定健康診査を 受けましょう



40代を過ぎると、生活習慣病を発症することが多くなり、症状の重症化を防ぐことと、予防することが大切となります。特定健康診査・特定保健指導は、これらの生活習慣病発症の原因となるメタボリックシンドロームの発見と改善に重点が置かれています。年に1回、特定健康診査を受診して、今の自分の健康状態と向き合しましょう！

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者には、40歳から75歳未満の本人及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

40歳以上75歳未満の被扶養者の方に「特定健康診査受診券」を7月上旬に送付します。



受診は
無料です

※特定健康診査
項目に限る。

組合員ご自身は、定期健康診断や当支部が実施する人間ドック等の健診をもって特定健康診査を受けたものとみなされますが、被扶養者の方は、各医療機関で受診していただくことになります。「特定健康診査受診券」を7月上旬にご自宅に送付しますので、受診券と被扶養者証をご持参のうえ、特定健康診査を受診してください。

※お手元に届いていない場合は、下記経理班までお問い合わせください。

特定健康診査にはこんなメリットがあります

- ① 心筋梗塞や脳梗塞などの生活習慣病を**予防**できる。
- ② 特定保健指導の対象者になった場合、専門家(保健師・管理栄養士)の支援を受けてご自身の生活習慣を**改善**できる。
- ③ 継続して自分の健康状態を**確認**できる。
- ④ 生活習慣病の発症を防ぐことで、**医療費を節約**できる。
- ⑤ 健診結果のデータをもとに保健事業が計画・実施され、生活習慣改善に向けた**効果的なサイクル**が生まれる。



検査内容

- ・身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)
- ・理学的検査(身体診察)
- ・尿検査(糖・蛋白)
- ・血圧測定
- ・質問票(服薬歴・喫煙歴等)
- ・血液検査(脂質検査〔中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール〕)
- ・血糖検査〔空腹時血糖又はHbA1c〕)
- ・肝機能検査〔GOT・GPT・r-GTP〕)
- 医師が必要と認めた場合
 - ・心電図
 - ・眼底検査
 - ・貧血検査(赤血球数、色素量(ヘモグロビン値)、ヘマトクリット値)
 - ・血清クレアチニン(eGFRによる腎機能の評価を含む。)

お問い合わせ先▶ 経理班 ☎073-441-3713

平成30年度 決算の概要

公立学校共済組合和歌山支部

組合員数・被扶養者数

組合員数(現職)は、30年度末10,574人で前年度より115人減。任意継続組合員は、30年度末290人で31人減となっています。

区分	男性	女性	合計	被扶養者数
組合員数(現職)	4,862人	5,712人	10,574人	8,227人
任意継続組合員数	162人	128人	290人	198人

短期経理

組合員とその被扶養者の病気、出産、死亡、その他災害等に関し短期給付を行う経理です。

組合員の掛金と地方公共団体からの負担金で総額65億9,515万円の収入があり、これらの給付に要する費用は、33億1,970万円でした。

厚生年金保険経理

被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給するための経理です。

組合員からの保険料と地方公共団体からの負担金、追加費用負担金等で総額166億4,238万円の収入があり、全額を本部に送金しました。

経過的長期経理

被用者年金一元化前の共済年金に「職域年金部分の額」が加算されていたことの経過措置として、平成27年9月までの組合員期間に基づき、決定及び支給する経理です。

地方公共団体からの負担金で総額2億3,486万円の収入があり、全額を本部に送金しました。

退職等年金経理

被用者年金一元化後、共済年金の職域年金部分の額に代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部として設けられたものです。平成27年10月以後の組合員期間に基づき、決定及び支給する経理です。

組合員の掛金と地方公共団体からの負担金で総額9億9,621万円の収入があり、全額を本部に送金しました。

住宅経理

地方公共団体が建設する教職員住宅に対して、共済組合の資金を投資するための経理です。教職員住宅の固定資産税等を和歌山県から一旦預かり支払いを行っています。

●教職員住宅総戸数 県が管理/188戸

貸付経理

組合員が、住宅の取得や被扶養者の教育等で資金が必要となったとき貸付けを行う経理です。

●貸付状況

種類	件数	金額
一般貸付け	81	106,346千円
住宅災害貸付け	0	0千円
住宅貸付け	11	49,951千円
教育貸付け	13	5,700千円
医療貸付け	2	2,400千円
結婚貸付け	8	12,500千円
葬祭貸付け	0	0千円
合計	115	176,897千円

宿泊経理

和歌山宿泊所「アバローム紀の国」を運営するための経理です。

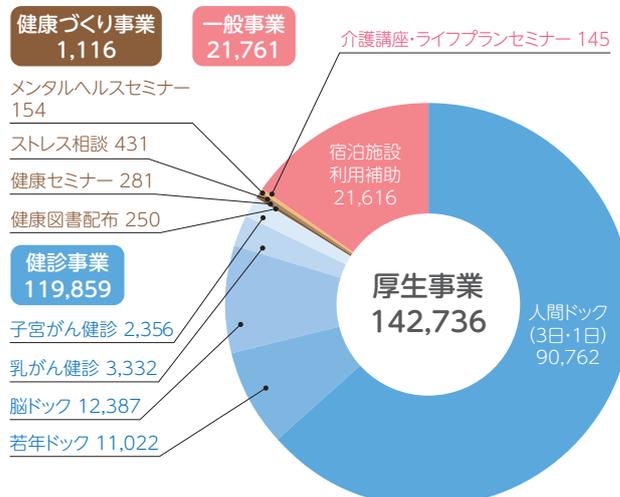
●施設状況

利用人員	304,959人
収入	1,237,442千円
支出	1,234,745千円
損益	2,697千円

保健経理

組合員の健康の保持増進、元気回復等を目的として行う事業です。これらの事業に要する費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金及び人間ドック等の実績に基づく雇用主からの負担金により成り立っています。

●保健事業状況



(単位:千円)

結婚が決まったら まずはアバローム紀の国へ!



ご存知ですか？ 婚礼利用補助制度！

公立学校共済組合員の皆様（本人またはお子様）が、ホテルアバローム紀の国で挙式・披露宴等を行うと、婚礼利用補助制度が適応されます。（婚礼1組につき、新郎側15万円、新婦側15万円、最高30万円）お二人がどんな結婚式を希望されているのかを、経験豊富なウェディングプランナーがカウンセリングをさせていただき、お二人にピッタリのウェディングをご提案させていただきます。結婚が決まったら、まずはホテルアバローム紀の国へお気軽にご来館ください。

父や母の代から愛され続けたこのホテルには、時代を超えスタイルが変わっても変わらず受け継がれてきた想いがあります。温もりと感動に満ちた特別な一日をお過ごしください。



新プラン登場！ 30名様で最大70万円もお得！

Specialな
特典がいっぱい！

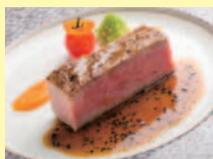
ここが
POINT!

カラードレス1点プレゼント！



関西最大級の品数を誇る「Hiro Wedding Costume」からカラードレス1点レンタルプレゼント！

特別料理でおもてなし！



お二人の感謝をお料理でおもてなし！新プラン限定で特別メニューをご用意いたします。

感動の映像演出プレゼント！



お二人の想いを映像に…ホテルオリジナル映像演出「Feel the story」をプレゼント！

その他、挙式料特別割引、プライズルーム&宿泊プレゼントなど、7つの特典をご用意しております！

※ホテルに直接ご来館され30名様以上のご披露宴で20周年プランをご利用の方に限ります。

HOTEL
AVALORM KINO-KUNI

ご予約・お問い合わせ / ☎ 073-436-8686 ☎ 640-8262 和歌山市湊通丁北2丁目1-2 e-mail wedding@avalorm.com <http://www.avalorm.com>



インフルエンザ予防接種補助のご案内

令和元年10月からインフルエンザ予防接種費用の補助が始まります。

詳細については、共済わかやま4月号に記載しています[2019年度保健事業一覧表]をご覧ください。



対象者	組合員、任意継続組合員
補助限度額	1,000円以内(請求は1回限りです。)
対象受診期間	令和元年10月1日～令和2年1月31日まで
請求方法	インフルエンザワクチンの予防接種を医療機関で受けていただき、自己負担で費用を医療機関にお支払いいただきます。その際、インフルエンザワクチン予防接種費用を証する領収書を必ずもらってください。 「インフルエンザ予防接種補助金請求書(様式第14号)」に必要事項記入、領収書(原本)添付の上、和歌山支部宛て提出してください。
請求期限	令和2年2月10日必着

※補助金請求は、毎月末日締め、翌月末に共済組合登録口座へ振り込みます。(振込通知は行いませんので、通帳でご確認ください。)

今年度も退職後の医療保険・年金について個別相談会・説明会を開催!

個別相談会及び説明会の詳細については、後日所属所長あてに通知します。

●令和元年度個別相談会 (退職後の医療保険、年金等に関すること)

令和元年11月・12月に開催予定です。なお、**退職時まで1回限り**の申込となります。(但し、平成26年度以前の出席者は除く)

◆令和元年11月

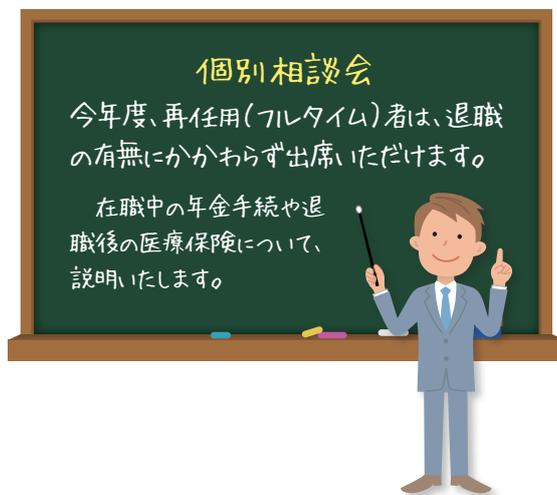
【対象者】 定年退職者で出席を希望する者

【対象外となる者】 ・次年度、常時勤務を希望する者
・平成27年度以降に出席したことがある者
・下記「令和元年12月 対象者」

◆令和元年12月

【対象者】 次のいずれかで出席を希望する者

(平成27年度以降に出席したことがある者を除く。)
・令和元年度中に59歳になる者 又は再任用(フルタイム)者
・令和元年度末で退職を希望する者



●令和元年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会

令和2年1月～2月に開催予定です。

【対象者】 令和元年度末退職予定者のうち出席を希望する者

【内 容】 ・退職後の医療保険制度(保険証等)
・年金に関する手続(退職時の提出書類の配付)等
・教育互助会制度



表紙: 田辺市立新庄小学校

所在地: 田辺市新庄町2300

校舎構造: 木造(一部鉄筋コンクリート造) 2階建て

延床面積 2,929㎡

建築年度: 平成25年度～28年度